

大分市家庭ごみ有料化制度の検証について
中間答申（案）

大分市家庭ごみ有料化制度の検証について

中間答申（案）

本審議会では、大分市家庭ごみ有料化制度（以下「家庭ごみ有料化制度」という。）について、ごみ排出量の推移や市民意識調査の結果等をもとに、制度の継続の可否を含め制度内容について項目ごとに検証を行い、これまで審議した結果を中間答申として取りまとめました。

なお、今後は、本答申を受けて作成される家庭ごみ有料化制度の見直し素案に対する市民意見等を踏まえて再度審議を行い、最終的な答申を取りまとめる予定です。

1. 家庭ごみ有料化制度の継続の可否について

平成 26 年 11 月から開始した家庭ごみ有料化制度については、市民意識調査の結果から、制度の実施について市民の理解を得られていると考えられること、制度の定着が市民のごみ減量・リサイクル推進意識の向上に寄与しており、一定の成果が表れていること、また、排出量に応じた費用を市民が負担することで、ごみ処理にかかる費用負担の公平性を確保できていることから、本審議会としては、家庭ごみ有料化制度は継続することが妥当であると考えます。

2. 各項目の検証・検討について

(1) 制度の成果（制度導入の効果）

家庭ごみ有料化制度導入から 11 年が経過したところでありますが、直近の市民意識調査の結果やごみ排出量の推移から、制度導入の効果は維持されているものと考えます。ただし、大分市の掲げるごみ排出量の削減目標を達成するためには、今後さらなるごみの減量やリサイクルの推進に向けた分別の周知を強化するとともに、資源循環の促進につながる施策を検討する必要があると考えます。

(2) 対象となるごみ

対象となるごみについては、現行どおり、燃やせるごみと燃やせないごみ

とし、資源物については、引き続き分別を促進するため対象外とすることが妥当であると考えます。

また、剪定枝、落ち葉、草花やボランティアごみについても、現行どおり、対象外とすることが妥当であると考えます。

(3) 指定ごみ袋の種類と手数料額

指定ごみ袋の種類については、排出量に応じた減量が可能であり、現在の5種類すべてに一定の需要があることから現行どおりが妥当であると考えます。

手数料額についても、経済的インセンティブが働く額に設定したことによる効果が出ており、市民生活への影響を考慮し、当面は現行の価格設定を基本として運用することが望ましいと考えます。

しかしながら、製造コストの低減や事務効率化の観点から、利用状況（特に最小サイズである5L等）に応じた袋の種類や仕様の適正化についても議論の余地が残されています。については、市民の利便性と効率的な制度運営とのバランスに配慮しつつ、今後の利用実績やニーズを調査した上で、必要に応じた袋の種類や規格の見直しを含め、柔軟に検討を進めることが期待されます。

また、CO₂排出量の削減が期待できるバイオマスプラスチックの導入や、他都市におけるレジ袋利用事例等についても、費用対効果や運用の実効性を見極めつつ、引き続き必要な調査・研究が行われることが望まれます。

また、昨今の中東情勢等に起因する原材料価格（ナフサ等）や配送費の高騰は、指定ごみ袋の製造・管理コストへ多大な影響を及ぼすものであり、有料化実施経費と手数料収入とのバランスに著しい変化が生じる懸念もあります。

したがって、市における徹底した経費削減努力を前提としつつも、コスト上昇が恒常化・長期化する場合においては、制度の持続可能性を確保する観点から、改定時期や見直しの内容について、3年ごとの検証期間に固執することなく、状況に応じた柔軟な対応（手数料額の適正化に関する検討を含む）が考慮されるべきと考えます。

(4) 負担軽減措置

負担軽減措置については、対象者や交付枚数を他都市と比較しても遜色なく、むしろ充実したものとなっていることや、市民意識調査において「これまでどおりでよい」とする意見が大多数を占めることから、現行どおりとすることが妥当であると考えます。

なお、ごみ袋作製費や配送費が高騰していくことが予想されることから、対象者や配布方法について精査を行い、事務の効率化も含めた経費の削減に努める必要があると考えます。

(5) 手数料収入とその使途

手数料収入とその使途については、現行どおり、家庭ごみ有料化制度の実施に伴う事務費のほか、ごみ減量・リサイクルの推進に関する経費、廃棄物処理施設整備基金への積み立てに充当することが妥当であると考えます。

また、ごみ減量・リサイクルの推進に関する経費のうち重点的に充てることとしている次の事業については、それぞれの事業の課題等を整理し、より効果的なものとなるよう取り組む必要があると考えます。

①ごみステーション設置等補助事業

ごみステーション設置等補助事業については、市民意識調査の結果や自治会長向けのアンケートの結果から、補助率等については現行どおりとすることが妥当であると考えます。

②クリーン推進員活動関連事業

クリーン推進員は地域と市をつなぐパイプ役であり、地域の環境美化のため重要な役割を担う一方で、地域により活動量や内容に差があること、高齢化による担い手不足などの課題があることから、他都市の事例も踏まえつつ、今後の制度の在り方について検討を行う必要があると考えます。

③ごみ減量・リサイクル啓発事業

ごみ減量・リサイクル啓発事業については、さらなるごみの減量とリサイクルを推進するため、これまでの各種取組の見直し及び改善に取り組む必要があると考えます。

④生ごみ減量化促進事業

生ごみ減量化促進事業については、生ごみ処理容器等の使用や、「3きり運動」を推進することにより、生ごみの排出量の削減や、市民に対する啓発につながっています。

その中で、「生ごみ処理機器購入等補助」については、年度当初の公募開始から2か月程度で予算額に到達するなど、希望する市民に広くいきわたっていないなどの課題があることから、対象者を広げるための改善が必要であると考えます。

⑤有価物集団回収運動促進事業

有価物集団回収運動は、ごみ減量・リサイクルの推進に資するだけでなく、地域コミュニティの活性化や環境教育の一環として有効であることから、有価物集団回収運動促進事業については、継続して実施する必要があると考えます。

⑥高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業

高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業については、高齢者や、障がい者等世帯へのごみ出し支援に対するニーズは、今後も高い水準で推移することが見込まれることから、現行どおりとすることが妥当であると考えます。

(6) 不法投棄・不適正排出・野外焼却の各対策

不法投棄、不適正排出、野外焼却の各対策については、現行どおり、未然防止や適正排出に向けて取り組むことが妥当であると考えます。